

大和市個人情報保護法施行細則をここに公布する。

令和5年3月3日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿とする。

(開示の請求書)

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書とする。

(開示決定等の通知)

第5条 市長は、開示決定等を行った場合には、次の各号に定める開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により開示請求者に通知するものとする。

- (1) 法第81条の規定により保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示請求拒否決定通知書
- (2) 法第82条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書
- (3) 法第82条第1項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報一部開示決定通知書
- (4) 法第82条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき（開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合を含む。） 保有個人情報不開示決定通知書

(開示決定等の期限延長の通知)

第6条 条例第4条第2項後段の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書とする。

(開示決定等の期限特例延長の通知)

第7条 条例第5条後段の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書とする。

(事案の移送の通知)

第8条 市長は、法第85条第1項の規定により保有個人情報の開示請求に係る事案を他の行政機関の長等に移送するときは、保有個人情報開示請求事案移送書により行うものとする。

2 法第85条第1項後段の書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書とする。

(第三者に対する意見書提出機会の付与等の通知)

第9条 市長は、法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第1項)により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書(法第86条第2項)とする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書によるものとする。

4 法第86条第3項後段の書面は、反対意見書提出者への通知書とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この条において同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)に複写したものの交付

(2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 当該電磁的記録を電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ複写する方法

(4) その他市長が適当と認める方法

(写し等の作成等)

第11条 大和市情報公開条例施行規則(平成13年大和市規則第4号)第10条(第4項を除く。)の規定は、保有個人情報の写し等の作成等について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「大和市個人情報保護法施行細則(令和5年大和市規則第3号)第12条第1項」と読み替えるものとする。

(写し等の送付に要する費用及びその納付方法)

第12条 条例第3条第2項に規定する保有個人情報の写し等の交付に要する費用のうち、送付に

要する費用の額は、その実費相当額とする。

- 2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項に規定する規則で定める方法は、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票で納付する方法又は市長が別に定める方法とする。

（訂正の請求書）

第13条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書とする。

（訂正請求に対する決定通知書）

第14条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書とする。

- 2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書とする。

（訂正決定等の期限延長の通知）

第15条 法第94条第2項後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書とする。

（訂正決定等の期限特例延長の通知）

第16条 法第95条後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書とする。

（事案の移送の通知）

第17条 市長は、法第96条第1項の規定により保有個人情報の訂正請求に係る事案を他の行政機関の長等に移送するときは、保有個人情報訂正請求事案移送書により行うものとする。

- 2 法第96条第1項後段の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書とする。

（提供先への通知）

第18条 法第97条の書面は、保有個人情報訂正通知書とする。

（利用停止の請求書）

第19条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

（利用停止請求に対する決定通知書）

第20条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書とする。

- 2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書とする。

（利用停止決定等の期限延長等の通知）

第21条 法第102条第2項後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書とする。

（利用停止決定等の期限特例延長等の通知）

第22条 法第103条後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書とする。

（諮問をした旨の通知）

第23条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書により行うものとする。

(運用状況の公表)

第24条 実施機関は、毎年、法及び条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(様式)

第25条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(大和市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市規則第38号）は、廃止する。

別表（第25条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	個人情報ファイル簿	第3条
第2号様式	保有個人情報開示請求書	第4条
第3号様式	保有個人情報開示請求拒否決定通知書	第5条
第4号様式	保有個人情報開示決定通知書	第5条
第5号様式	保有個人情報一部開示決定通知書	第5条
第6号様式	保有個人情報不開示決定通知書	第5条
第7号様式	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第6条
第8号様式	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第7条
第9号様式	保有個人情報開示請求事案移送書	第8条
第10号様式	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第8条
第11号様式	第三者意見照会書（法第86条第1項）	第9条
第12号様式	第三者意見照会書（法第86条第2項）	第9条
第13号様式	第三者開示決定等意見書	第9条
第14号様式	反対意見書提出者への通知書	第9条
第15号様式	保有個人情報訂正請求書	第13条
第16号様式	保有個人情報訂正決定通知書	第14条
第17号様式	保有個人情報不訂正決定通知書	第14条
第18号様式	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第15条
第19号様式	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第16条
第20号様式	保有個人情報訂正請求事案移送書	第17条
第21号様式	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第17条
第22号様式	保有個人情報訂正通知書	第18条
第23号様式	保有個人情報利用停止請求書	第19条
第24号様式	保有個人情報利用停止決定通知書	第20条
第25号様式	保有個人情報利用不停止決定通知書	第20条

第 2 6 号様式	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第 2 1 条
第 2 7 号様式	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第 2 2 条
第 2 8 号様式	個人情報保護審査会諮問通知書	第 2 3 条